

## ～出席停止(等)について～

### R4.2.21 改訂

新型コロナウイルス感染症に関しまして、赤磐市教育委員会による出席停止等の規定をまとめておりますので、参考にしてください。なお、感染の状況により、今後、変更等がある場合があります。その際には、文書やホームページ等でお知らせいたします。

※ここでいう行動基準レベルとは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と相談の上、赤磐市教育委員会が決定するものです。

出席停止の対象とする場合	再登校について
(1) 医療機関等において新型コロナウイルスに感染していると判断された場合。	保健所等の指示による
(2) 本人が、新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所から医療機関の受診や自宅等での待機を求められた場合。(濃厚接触者と特定された場合)	
(3) 本人が、海外から帰国・再入国し、保健所等から経過観察のため自宅等に待機の要請等を受けた場合。	
(4) 本人に、息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の症状が見られる場合。	医師の診断を受け、医師の判断による
(5) 本人に、風邪の症状(咳・発熱)が見られる場合。 同居の家族等に風邪症状が見られる場合(行動基準レベル2・3の時) ※症状が続く場合は、かかりつけ医に相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様です。 ※登校後に症状が見られ、保護者と下校した場合も含まれます。(行動基準レベル2・3の時は、同居の家族等に症状が見られて下校した場合も含まれます)	症状がおさまった後。 受診による判断が望ましいが、保護者の判断によるものも可。

出席停止等の対象とする場合	再登校について
(6) 国が緊急事態を宣言した対象地域(都道府県知事が独自に緊急事態を宣言した地域を含む)から移動した者が、健康観察のために保護者の申し出により、自宅等に待機をする場合。	本人に症状が出なければ、保護者の申し出のあった期間とするが、最大同居の方の待機期間の終了までとする。 保護者から(の「家庭学習願」で)申請があった期間を経過した後。
(7) 同居の方の中に、上記の(1)～(6)に該当する方がいる家庭で保護者から他への感染防止のため出席を見合わせる旨の申し出があった場合。	
(8) 同居の方の中に、上記の(1)～(6)に該当する方はいないが、幼児・児童・生徒自身の感染リスクを排除するため、保護者の申し出があった場合。※長期になる場合は、「家庭学習願」の提出が必要です。	

#### ★新型コロナワクチン接種に伴う出欠等の取扱いについて

- ・接種のために1日学校を休んだ場合：出席停止等。
- ・接種のために遅刻または早退をした場合：遅刻・早退もつきません。
- ・副反応(発熱等のかぜ症状)が出た場合：出席停止